(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用され、並びに軍事目的に使用されないことを確保すること。

9　カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年八月七日に東京で

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　堀之内秀久

カンボジア王国
外務国際協力省長官
ウイッ・ボリット閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年八月七日に東京で

カンボジア王国
外務国際協力省長官
ウイッ・ボリット

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　堀之内秀久閣下

○外務省告示第三百九号

平成二十九年八月九日にカストリーズで、カルデサック流域橋梁（りょう）架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントルシア政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カルデサック流域橋梁（りょう）架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億三千万円

3　贈与の使用期限　平成三十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　岡田光彦在セントルシア大使

セントルシア側　アレン・マイケル・シャスネ首相兼財務・経済成長・雇用創出・外務・公共サービス大臣

平成二十九年八月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百十号

平成二十九年八月十四日にアンマンで、第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億九千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年六月三十日

4　署名者

日　本　側　櫻井修一在ヨルダン大使

ヨルダン側　イマード・ファーフーリー計画・国際協力大臣

平成二十九年八月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百十一号

平成二十九年八月十五日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億二千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　山村嘉宏在キルギス大使

キルギス側　アディルベク・カスィマリエフ財務大臣

平成二十九年八月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○財務省告示第二百三十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	三一・五トン
三	一一トン
四	一八、四六五トン
五	六六トン
六	一トン
七	三トン
八	○トン
九	一三、八九六トン
一〇	二、四二四トン
一一	三、七五一トン
一二	二四、五七二トン
一三	二、〇六〇、七六四トン
一四	三八三、五九八トン
一四の二	二〇七、〇八九トン
一五	二四三トン
一六	五、三〇三トン
一七	五一、二三五トン
一八	五、〇七四トン
一九	四九八トン
二〇	一一九トン
二一	一二、三三三トン
二二	一四四トン
二三	一、八一〇トン
二四	三三トン
二五	○トン
二六	七〇四トン
二七	二、八五五トン
二八	二トン
二九	一三〇トン